

平成14年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について

平成15年12月5日(金)

環境省環境管理局

総務課ダイオキシン対策室

室長 須藤 欣一 (内6532)

補佐 太田志津子 (内6579)

環境省環境管理局水環境部

水環境管理課

課長 安藤 茂 (内6630)

補佐 阿部 修也 (内6637)

土壌環境課

課長 太田 進 (内6650)

補佐 龍口 浩司 (内6653)

環境省は、都道府県等(計89地方公共団体)からの報告に基づき、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間を対象に、ダイオキシン類対策特別措置法(以下法という。)の施行状況等を取りまとめた。

1 特定施設数(平成15年3月31日現在)*1

- 大気基準適用施設 : 13,685施設(事業場数 10,293)
- 水質基準対象施設 : 3,829施設(事業場数*2 2,024)

*1 鉱山保安法等他法で取り扱われる施設を含む。 *2 水質基準適用事業場

2 規制事務実施状況(平成14年4月1日~平成15年3月31日)

- 立入検査件数 : 13,468(大気基準適用施設) 2,085(水質基準適用事業場)
- 指導件数 : 15,831(大気基準適用施設) 849(水質基準適用事業場)
- 命令件数 : 15(大気基準適用施設) 3(水質基準適用事業場)

3 設置者による自主測定結果報告状況(平成14年4月1日~平成15年3月31日)

- 大気基準適用施設 : 報告件数 9,130(報告対象施設数 13,843)
- 水質基準適用事業場 : 報告件数 692(報告対象事業場数 789)

4 土壌汚染対策の状況(平成14年4月1日~平成15年3月31日)

- 対策地域の指定 : 1件
- 対策計画の策定 : 1件

なお、ダイオキシン類対策は、法の施行とともに、ダイオキシン対策推進基本指針(平成11年3月策定)等に基づき、総合的に推進されているところである。最近の取組状況については、別添の「ダイオキシン類対策の推進状況について」の中で、対策による成果(目標の達成状況等)と併せて、その概要をとりまとめた。

1. はじめに

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を、都道府県及び法に基づく政令市（以下「政令市」という。）計89地方公共団体からの報告に基づき、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間を対象に取りまとめた。

2. 特定施設の届出状況

全国の大気基準適用施設及び水質基準対象施設に係る届出等の状況は、以下のとおり。なお、水質基準対象施設については、法に基づく届出と瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）^{注1)}に基づく許可等とを合わせた件数である。また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注2)}を加えた施設及び事業場の数を計欄に掲げた。

平成14年度は、同年12月に法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化されたため、例年に比べ多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少した。

注1) 瀬戸内海関係13府県の区域においては、工場・事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可を受け、又は届出を行うこととされている。なお、排出基準、改善命令等に関しては、法の規定が適用される。

注2) 法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

(1) 大気基準適用施設

法	平成13年度末の施設数	18,314
	平成14年度中の推移	
	設置届出〔新設〕	880
	使用届出〔既設〕	277
	規制対象規模未満への変更届出 ^{注3)} 使用廃止届出（法第18条）	5,813
	〔廃止等〕	
	平成14年度末の施設数（事業場数）	13,658 (10,277)
鉱山保安法等関係法令施設	平成14年度末の施設数（事業場数） ^{注4)}	27 (19)
計	平成14年度末の施設数（事業場数） ^{注5)}	13,685 (10,293)

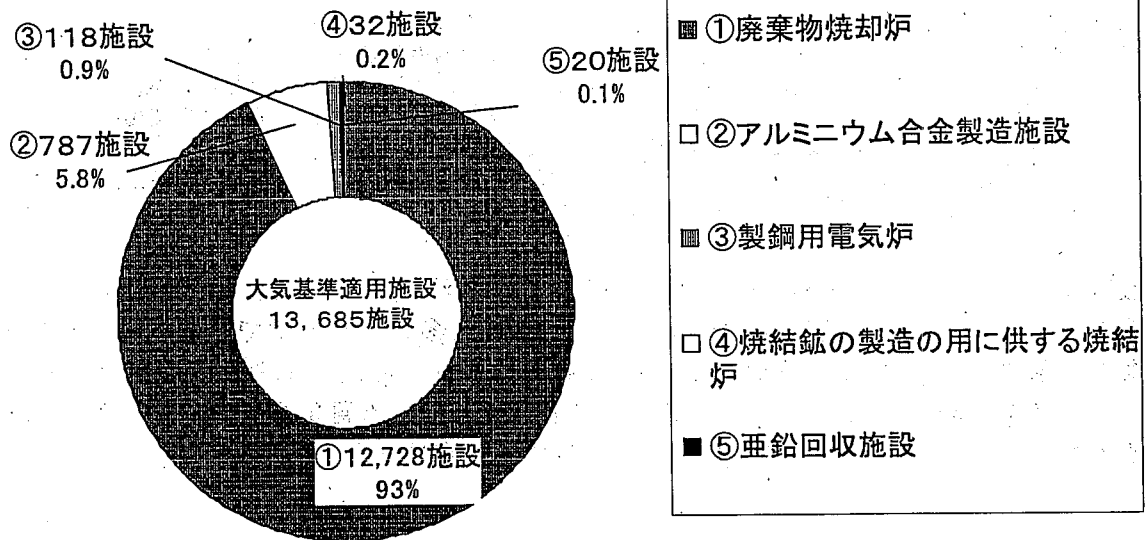
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く12,728施設であり、全体の93.0%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設、製鋼用電気炉となっている。

大気基準適用施設の種別別割合



(2) 水質基準対象施設

法 及 び 瀬 戸 内 海 法	平成13年度末の施設数	4,212
	平成14年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注6)} [新設]	161
	使用届出 ^{注7)} [既設]	124
	瀬戸内海法から法への移行 ^{注8)}	1
	法から瀬戸内海法への移行 ^{注8)}	0
	規制対象規模未滿への 変更届出・変更許可 ^{注9)} } [廃止等] 使用廃止届出	679
	平成14年度末の施設数 (事業場数)	3,818 (2,017)
銻法 山等 保 険 法	平成14年度末の施設数 (事業場数) ^{注10)}	11 (8)
計	平成14年度末の施設数 (事業場数) ^{注11)}	3,829 (2,024)

注6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注7) 平成14年8月15日を施行日とする以下の水質基準対象施設の追加が行われた。なお、従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成14年度に新たに届出がなされたものを含む。

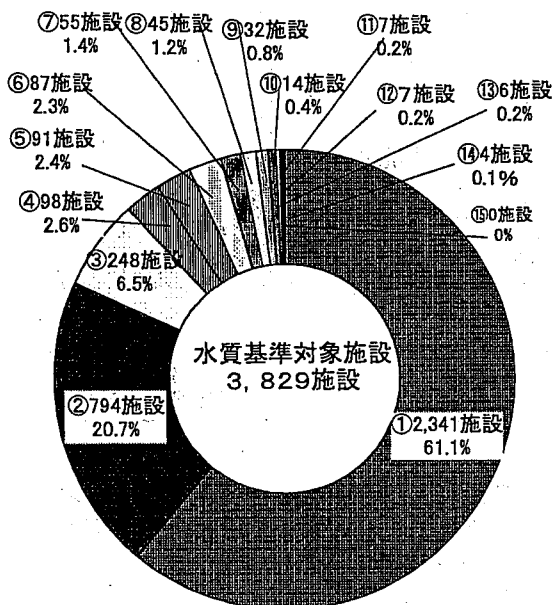
- ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設
- ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及

び湿式集じん施設

- 注8) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法間で適用が変わったもの。
- 注9) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第8条第1項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。
- 注10) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。
- 注11) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が2,341施設、灰の貯留施設が794施設であり、合わせて、全体の81.9%を占めている。ついで、下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）が248施設となっている。

水質基準対象施設の種別割合^{注)}



注) 法と瀬戸内海法の合計

- ① 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- ② 廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの
- ③ 下水道終末処理施設
- ④ 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- ⑤ 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設
- ⑥ アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉等
- ⑦ カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- ⑧ 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設等
- ⑨ 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- ⑩ 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設
- ⑪ アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設
- ⑫ ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等
- ⑬ ガブラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等
- ⑭ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等
- ⑮ 硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設

3. 特定施設に係る規制事務実施状況

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、全国で立入検査を実施した件数は、大気関係13,468件、水質関係2,085件であった。法に基づく命令が発令された件数は、後述のとおり排出基準を超過した施設等の設置者に対して大気関係15件、水質関係3件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係15,831件（口頭指導7,252件、文書指導8,579件）、水質関係849件（口頭指導542件、文書指導307件）であった。

都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定の結果排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設107件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）10件であり、うち、18件は命令措置（大気基準適用施設について改善命令10件、一時停止命令5件。水質基準適用事業場について改善命令2件、一時停止命令1件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

4. 設置者による自主測定結果報告状況

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法に基づき毎年1回以上、排出ガス及び排水（廃棄物焼却炉では、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）についてダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を都道府県知事又は政令市の長に報告しなければならないとされている。

この設置者による自主測定の結果については、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、全国で、大気基準適用施設で9,130件（報告対象施設数13,843）、水質基準適用事業場で692件（報告対象事業場数789）の報告がなされている。^{注12)}

自主測定結果の報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

注12) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている（報告期限前に廃止された施設は含まない）。
なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について自主測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

5. 土壌汚染対策の状況

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、1地方公共団体（和歌山県）で土壌汚染対策地域が指定され、同地域に対する土壌汚染対策計画が策定された。

平成15年3月31日現在では、全国で計2地域が指定され、同地域に対する計画が策定されている。

6. 都道府県・政令市における条例制定状況

平成15年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている自治体はなかった。なお、11地方公共団体（岩手県・埼玉県・東京都・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・横浜市・川崎市・名古屋市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。